

枚方市保健所運営協議会条例

平成25年12月9日

条例第39号

改正 平成29年9月13日条例第40号

令和4年6月16日条例第20号

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市保健所に、枚方市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(担任意務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、枚方市保健所の所管区域内の地域保健及び枚方市保健所の運営に関する事項について調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保健又は医療に係る関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の担任意務に関し市長が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 市長は、協議会の担任意務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長2人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

（令4条例20・一部改正）

（会議の公開等）

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（1）枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議

（2）公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（部会）

第9条 会長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第10条 協議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。